

米沢市犯罪被害者等支援条例（案）【逐条解説】

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減に向けた取組を推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする。

【解説】

・犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族が再び平穏な生活を取り戻すために、住民の日常生活を支えるための施策を展開する身近な行政機関として、本市が果たすべき役割は大きいものと考えます。この条例は、犯罪被害者等への支援に関する市の姿勢を公に示すとともに、施策と支援の充実を図り、犯罪被害者等を支えることを目的として制定しています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等により直接的な被害を受けた後に、周囲の理解又は配慮に欠ける言動、偏見による誹謗中傷等により犯罪被害者等が受けるプライバシーの侵害、精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の犯罪被害者等の支援に係る機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）をいう。

【解説】

- (1) 犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。「犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強姦性交、傷害等、刑法その他わが国の刑罰法令に触れる行為をいいます。「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰法令に触れる行為ではないが、これに類する同等の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。
- (2) 犯罪被害者等とは、犯罪被害者本人だけでなく、その家族や遺族を含みます。
- (3) 二次的被害とは、偏見、誹謗中傷、興味本位の質問、誤った見方、心情に沿わない安易な励ましや慰め等です。
- (4) 市民等には、市民以外も含みます。（理由：被害者等を支える地域社会の形成並びに市民意識の醸成には、米沢市内に通勤・通学する方、生活する方からの理解や協力が必要であるため。）
- (5) 事業者とは、米沢市域内に事務所（店舗）等を持ち、事業活動を行う個人及び法人その他の団体です。任意団体を含み、業種や法人・個人の別を問いません。
- (6) 関係機関等とは、国、県、警察、犯罪被害者等の支援に係る公共的団体、民間の支援団体及び医療機関等です。

（基本理念）

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう適切に行わなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じて適切に行わなければならない。
 - 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間において、必要な支援が途切れることなく行われるとともに、二次的被害の防止に配慮して行わなければならない。

【解説】

・個人の尊厳は、憲法に規定されています。すべての人が人間として尊く厳かな存在ですが、犯罪被害者等はその尊厳を著しく損なわれており、その尊厳を取り戻すために、市の施策は犯罪被害者等の尊厳を最大限に尊重し、その尊厳にふさわしい処遇を保障するものでなければなりません。

- ・犯罪被害者等が置かれている状況は個々の事情で差異があり、必要とされている支援内容も異なるため、事情に応じた適切な支援が求められます。
- ・犯罪被害者等のための施策は、被害者の状況や担当する者、担当する機関が変わっても、切れ目なく、二次的被害の防止に配慮して行われなければなりません。

(市の責務)

第4条 市は、前条の規定による基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、犯罪被害者等の支援が円滑に行われるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

【解説】

- ・身近な行政機関として、各種支援等に関する相談や必要な情報提供、必要な支援を行います。
- ・適切な役割分担とは、市は身近な行政機関として、各種支援等に関する相談や情報提供、支援を行います。
- ・必要とする支援は多岐にわたり、市だけで対応できないことが想定されるため、国、県、警察、犯罪被害者等の支援に係る公共的団体、民間支援団体及び医療機関等と連携・協力して行います。

法テラス…国が設立する法的トラブル解決のための総合案内所。「犯罪被害者支援ダイヤル」を設置。法制度の紹介等。(国選被害者参加弁護士制度(弁護士費用負担)、被害者参加旅費等支給制度)

検察庁…「被害者ホットライン」を設置。裁判にかかわる様々な法制度を利用可能(被害者参加制度、意見陳述制度、被害者等通知制度、損害賠償命令制度)。

警察…情報提供(刑事手続の流れ・捜査の状況)、相談、カウンセリング等。

被害者支援センター…電話相談や面接相談、病院・警察・裁判所への付き添い等の直接的支援。

弁護士会…告訴や事情聴取への同行、加害者側弁護士への対応、マスコミ対応に関する相談。

医療機関…傷の手当、検査、治療、緊急避妊措置、カウンセリング等。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

- ・ 目的に掲げた被害者等を支える地域社会を形成するためには、市内で生活する方々の温かい理解と支えが必要であるため責務を設けます。犯罪被害者等基本法(以下「基本法」という。)と山形県犯罪被害者等支援条例(以下「県条例」という。)にも国民、県民の責務が規定されています。
- ・ 市民等は、犯罪被害者等と接するとき、無理解や心ない言動、偏見、誹謗中傷、興味本位の質問、誤った見方、心情に沿わない安易な励ましや慰め等により、プライバシーの侵害、精神的苦痛、心身の不調等の被害を与えることのないよう配慮します。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動において犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力できるよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について十分に配慮しなければならない。

【解説】

- ・ 被害者等がその被害に関する捜査や裁判手続等に関与することができるように、職務内容や勤務体制等の職場環境についての配慮が必要であるため責務を設けます。基本法では責務、県条例では役割が規定されています。

(二次的被害及び再被害の防止)

第7条 市は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉の保護に努めなければならない。

2 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることのないよう、犯罪被害者等の個人情報と保護するとともに、関係機関等と協力して犯罪被害者等の安全の確保に努めるものとする。

【解説】

- ・犯罪被害者等への支援は、二次被害が生じることのないよう多くの来庁者がいる一般の窓口ではなく別室で相談を受ける等十分に配慮し、犯罪被害者等がその名誉又は生活の平穏を害されることのないように実施されなくてはならないことを明らかにしたものです。
- ・対応する職員は、知り得た情報を漏らさないよう細心の注意を払います。
- ・誤った見方、心情に沿わない安易な励ましや慰め等がないよう注意し、犯罪被害者等と同じ目線で誠実な対応を心がけます。
- ・再被害を防止するため、配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出によって、住民票の写し等の閲覧等を制限できます。また、裁判所に接近禁止命令や保護命令の申立てを行うことができます。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(保健、医療及び福祉に関するサービス)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復することができるよう、犯罪被害者等に対し、保健、医療及び福祉に関するサービスの提供その他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定に関する支援)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、犯罪被害者等に対し、必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

【解説】

・被害の軽減及び回復を図るための必要な情報や支援は個々の事情で差異があるため、個々の事情に応じて可能な範囲で対応していきます。

・相談、情報提供（例）

高齢者総合相談、福祉総合相談、再就職に向けての情報提供

・保健医療サービス及び福祉サービス（例）

健康相談、高額療養費支給制度、介護保険制度

・住居の安定（例）

公営住宅入居

（経済的負担の軽減）

第11条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、経済的な支援制度に関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

【解説】

・市では条例の制定に併せて見舞金の支給要綱を整備し、見舞金を支給することを検討しています。なお、国では犯罪被害者給付、県では犯罪被害者等生活資金貸付を行っています。

（民間支援団体に対する支援）

第12条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

【解説】

・犯罪被害者等の支援を適切かつ効果的に行う上で、民間支援団体による支援活動は不可欠なものです。民間支援団体が持つ専門的知識や経験を活用し、犯罪被害者等支援の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供、広報啓発への協力、財政上の措置等必要な施策を講ずるものとします。

（市民等以外の犯罪被害者等の支援）

第13条 市は、市民等以外の者が市内において発生した犯罪等により被害を受けた場合には、その者が住所を有し、又は居住する地方公共団体において適切な支援を受けることができるよう、情報の提供その他必要な措置を行うよう努めるものとする。

【解説】

- ・市民等以外の犯罪被害者等とは「一時的な滞在者（旅行者等）」を想定しています。
- ・市ができる支援は、市民等と市民等以外の方では異なります。市民等以外の方に対しては、相談、情報提供を行い、本人の了承のもと、その方が住民登録をしている自治体への橋渡しを行います。

（補足）

市民等については、第2条第4項において「市内に居住し、通学し、又は通勤する個人をいう。」とし、第5条において「市民等の責務」を規定しています。

（総合的支援体制の整備）

第14条 市は、関係機関等と緊密に連携し、及び協力して犯罪被害者等の支援を円滑かつ総合的に行うための体制を整備するよう努めるものとする。

【解説】

- ・第3次山形県犯罪被害者等支援推進計画において支援体制の整備や充実が掲げられており、市町村の役割等が明記されているため、県と連携して支援を行っていきます。

（市民及び事業者の理解の増進）

第15条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等及び事業者が理解を深めることができるよう、広報及び啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

- ・広報への掲載、公共施設へのリーフレット等の設置、市ホームページ等を活用し情報を提供します。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

- ・この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、別に定めることとしています。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【解説】

- ・この条例の施行期日を定めるものです。